

シリーズ企画

オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その41)

- 厚労省「望まない受動喫煙」対策に基本的考え方
- 東京都の受動喫煙防止条例、上程延期
- 日医会長、自治体での規制呼びかけ

北九州市医師会広報委員会委員
産業医科大学産業生態科学研究所
健康開発科学研究室 教授

大和 浩

①厚生労働大臣交代時から嫌な予感

2018年1月30日、多くのメディアで報道されたように厚生労働省は「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方を発表しました(図1、資料1=33、34ページ参照)。昨年8月、厚生労働大臣が塩崎恭久氏から加藤勝信氏に交代した時から嫌な予感はしておりました。「基本的考え方」の問題だと思っ部分¹を赤文字にしました。そもそも受動喫煙は「望む」「望まない」にかかわらずなくすべきなのです。

医療施設、小中高、大学等や行政機関は敷地内禁煙としたこと、加熱式タバコも規制の対象としたことは大いに前進ですが、やはりその他の施設には喫煙専用室の存在を認める内容となっています。さらに、現時点で「小規模店舗」の基準は示されておりませんが、仮に「150平米以下の飲食店等は除外」という報道の通りになってしまえば9割以上の飲食店は「喫煙」「禁煙」の表示のみとなるため、実効性は期待できません。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

図1. 厚生労働省「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方(冒頭部分)

すでに55カ国で実施されているように一律全面禁煙にすれば、「施設の類型」「喫煙場所（喫煙専用室）の特定」「掲示の義務付け」「既存・新規」「規模の大小」など関係なくなります。法規制で一律全面禁煙にしてもレストラン等の営業には影響しないこと、吸わない人や家族連れがレストラン等を訪れることで営業収入は増加することが世界中で証明されています。それこそが「事業継続への配慮」なのです。

このようになることを危惧していた日本禁煙推進医師歯科医師連盟（筆者は副会長）では、年明けすぐに厚生労働大臣への要望書を作成し（資料2＝35、36ページ参照）、1月31日に高木厚生労働副大臣に齋藤麗子会長から手渡しを行いました（図2）。高木副大臣は事前に要望書に眼を通し、ラインマーカーまで引いて内容を熟読されていたそうです。高木副大臣から加藤大臣への助言に期待したいと思います。



図2. 禁煙医師連会長（左）から高木副大臣に手渡された要望書

②都の上程延期、厚労省案との食い違い理由に

もう一つ、残念なニュースです。「東京五輪のホストシティとして受動喫煙防止を徹底する」と宣言していた小池都知事ですが、2月から始まる都議会への条例案の上程を延期しました（図3）。

都の条例案は禁煙レベルが以下の3分類であるのに対し、



[トップページ](#) > [都政情報](#) > [報道発表](#) > [これまでの報道発表](#) > [報道発表/平成30\(2018\)年](#) > [1月](#) > 「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方 知事コメント

報道発表資料 2018年01月30日 福祉保健局

「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方に関する知事コメント

本日、「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方が、厚生労働省より発表されました。これを受けて、知事がコメントを発表しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

東京都知事 小池百合子

本日、「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方が、厚生労働省より発表されました。

国は、平成27年11月に示された「2020東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」に基づき、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策を強化するため、平成28年1月に検討チームを設置し、検討を開始しました。平成28年10月には、厚生労働省から、「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」、平成29年3月には、「受動喫煙防止対策の強化について（基本的な考え方の案）」が示されました。

都は、これまで厚生労働省から示された考え方を前提として、平成29年9月に「東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方」をとりまとめ、パブリックコメントを実施するなど、条例の制定に向け検討を重ねてまいりました。

しかし、本日発表された考え方では、これまで示された案と比べ、規制対象となる施設区分を3区分から2区分とするなど、根幹となる部分が大きく変更されており、詳細な内容は法案に盛り込むこととされています。

都民や東京を訪れる外国人などの混乱を避けるため、また、実効性のある受動喫煙防止対策とするためには、国の考え方と整合を図っていく必要があります。

また、より実効性の高い受動喫煙防止条例（仮称）とするためには、区市町村との連携・協力が不可欠であり、各区市町村の意見も尊重していきたいと考えております。

今後、法律との整合性を図るとともに、区市町村との連携・協力を深め、より実効性の高い受動喫煙防止対策を講じてまいります。

よって、東京都受動喫煙防止条例（仮称）の提案は、平成30年第1回定例会には行わず、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市にふさわしい条例とするため、さらなる検討を重ねてまいります。

図3. 都条例案の議会上程の延期を述べた都知事コメント

- (1) 医療施設や小中高校、児童福祉施設は敷地内禁煙
- (2) 官公庁や大学、体育館は屋内禁煙(喫煙専用室不可)
- (3) ホテル、事業場(職場)、娯楽施設、飲食店等は原則屋内禁煙(喫煙専用室可)

厚生労働省案は以下の2分類で食い違うこと、

- (1) 医療施設、小中高、大学等や行政機関は敷地内禁煙
- (2) 事務所、飲食店、ホテル、老人福祉施設、運動施設等は屋内原則禁煙(喫煙専用室可)

また、官公庁と大学についても屋外で喫煙出来る都案と、出来ない厚労省案が異なるから、ということ。次の都議会は6月。都に対しても日本禁煙推進医師歯科医師連盟から要望書を送らねば、と思いました。

③「国の規制待たずに進めて…」と横倉会長

横倉義武日医会長は、国の規制を待たず、自治体で出来る規制を進めよう、と発言されました。私たちも北九州市に働きかけて、神奈川県や兵庫県、北海道美唄市に倣って、地元の禁煙化を「一歩でも二歩でも進めて」いきましょう(図4)。

受動喫煙対策「一歩でも二歩でも進めて」日医横倉会長

都道府県に条例制定求める考えも

レポート 2018年1月31日(水)配信 水谷悠 (m3.com編集部)

日本医師会会長の横倉義武氏は1月31日の記者会見で、厚生労働省が1月30日に公表した健康増進法改正案の骨子について「望まない受動喫煙をなくす考えで、新規出店は全面禁煙、20歳未満の客や店員を禁止する規定があり、一歩進んだ点は一定の評価をしたい」と見解を述べた。一方で、例外で喫煙を認める飲食店の面積を150平方メートル以下とする方向で調整されていることについては、「例外規定も多い。喫煙が多くの疾患の原因となることは証明されており、原則禁止を一歩でも二歩でも進めてほしい」と、さらなる対策を求めていく考えを強調した。



厚生労働省が2017年の通常国会で成立を目指した、例外を30平方メートル以下に限るなどの内容の改正案から後退する情勢となっていることについては、「全面禁煙が望ましいが、それでは法案がまとまらないという政治の現実もある」と厳しい表情。打開策として、法律では原則を打ち出した上で、細かな点を条例で定める方法を提案。都道府県医師会を通じて、都道府県に条例制定を働きかける考えで、「今のままで放置するのが一番悪い。既に受動喫煙防止条例を定めた神奈川県に倣って進めていきたい」と述べた。

図4. 日医、横倉会長の記者会見

資料1

「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方

厚生労働省 平成30(2018)年1月30日

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

【1. 法整備の骨格】

- ①医療施設、小中高、大学等や行政機関は、敷地内禁煙とする。
※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することは可。
- ②上記以外の施設（事務所、飲食店、ホテル、老人福祉施設、運動施設等）は、屋内原則禁煙としつつ、喫煙専用室（室外への煙の流出防止措置を講じており、専ら喫煙を行うもの）内でのみ喫煙を可能とする。
※住宅、旅館・ホテルの客室等の私的な空間は、適用除外とする。
- ③加熱式たばこについては、その煙にニコチン等の有害物質が含まれていることは明らかである一方、現時点の科学的知見では、受動喫煙による健康影響は明らかでないことから、当分の間、喫煙専用室又は加熱式たばこ専用の喫煙室（喫煙専用室と同様に、室外への煙の流出防止措置を講じたもの）内でのみ喫煙を可能とする。

<既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものに対する措置>

- ④法律の施行時点における既存の飲食店のうち、中小企業や個人が運営する店舗であって、面積が一定規模以下のものについては、別に法律で定める日までの間、「喫煙」「分煙」の標識の掲示により喫煙を可能とする。
この場合、20歳未満（客も従業員も）の立入禁止等を行うこととする。
※喫煙専用室と同等の分煙措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは認める。
※従業員に対し、受動喫煙を受けるおそれがある旨等を明示する措置等も別途行う。

<施行期日>

- ⑤施設の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行する。

【2. 受動喫煙対策に係る支援措置、周知啓発】

- ①受動喫煙による健康影響を低減するための環境を整備するため、喫煙専用室の設置や屋外における分煙施設(※)の整備に対し、予算や税制等による支援措置を実施する。
※受動喫煙の防止に資するよう、屋外の不特定多数の方が利用する場所において分煙を行う施設
- ②受動喫煙が健康に与える影響等について、国及び地方自治体が一体となって周知啓発を行う。

受動喫煙対策に係る支援措置、周知啓発

支援措置

【予算措置等】

- 飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その費用の助成を行う。【33億円(平成30年度予算案)】
- 屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

【税制上の措置】

- 中小企業等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(※)について、飲食店等において設置する受動喫煙の防止のための喫煙専用室に係る器具備品及び建物附属設備がその対象となることを明確化する。
(※) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

<参考> 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の概要

経営改善の取組を行う商業・サービス業等(注1)の中小企業等の設備投資を後押しするため、一定の要件を満たした経営改善設備(注2)の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)又は税額控除(7%)(注3)の適用を認める措置。

注1) 対象者は、租税特別措置法上の中小企業等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等)及び従業員数1,000人以下の個人事業主

注2) 認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備が対象

- ・ 器具・備品(1台又は1基の取得価額が1台30万円以上)
- ・ 建物附属設備(1台の取得価額が60万円以上)

注3) 税額控除の対象は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る

周知啓発

- 国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、国及び地方自治体がパンフレット資料の作成・配布等を通じて周知啓発を行う。【9億円(平成30年度予算案)】

資料2

平成30年1月31日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

日本禁煙推進医師歯科医師連盟 会長 齋藤麗子

受動喫煙防止を目的とした健康増進法等の改定に関する要望

大臣におかれましては、国民の命と健康を守る施策、全ての女性が輝く社会の実現、人づくり革命等に日々ご尽力を賜り、誠にありがとうございます。第196回通常国会冒頭の施政方針演説におきましても、安倍総理大臣より「二年後の東京オリンピック・パラリンピックを目指し、受動喫煙防止対策を徹底します。」と力強くお約束下さいましたが、これも偏に大臣のご奔走の賜物と重ねて篤く御礼申し上げます。

しかしながら昨今、受動喫煙の防止を目的とした健康増進法の改定案として、喫煙専用室の設置、ならびに、150㎡以下の飲食店等の適用除外など、国際標準から大きく遅れた「分煙」や「除外規定」が検討されていると報道等により伝え聞いております。本連盟は、国民の命と健康をタバコの害から守ることを目的として全国の医師・歯科医師の連携により1992年に設立された学術団体であり、この事態を大変憂慮しております。

分煙や除外規定の問題は、喫煙しない利用客の受動喫煙曝露を十分に防止できないことに留まりません。喫煙専用室や除外された店舗に立ち入らざるを得ない従業員の受動喫煙に対し、この案はあまりにも無力です。150㎡以下では東京都の飲食店の9割が当てはまり、まさに法を「空文化」するものです。元内閣特別顧問（第一次安倍内閣）黒川清氏が代表理事を務める日本医療政策機構の直近の調査*では、国民の7割が「タバコを吸わない人が受動喫煙から守られる環境を整備すべき」と答え、半数が「飲食店の広さに関係なく全面禁煙」を求め、3人に2人が、「たとえ健康への影響が明らかになっても、電気加熱式タバコを早急に受動喫煙対策の対象とする」よう求めています。少子化に伴う若い働き手の不足、ならびに女性の活躍に伴う外食産業の質の改善が今後益々大きな課題となりますが、このような国民の声を無視しての「分煙」や「空文化」は、これらの課題の解決を阻害する要因ともなることでしょう。

上記調査では、（医療に関する）制度決定への市民参加の度合いと制度決定プロセスの公正さに対する国民の満足度は低いとの結果も示されております。2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会のためだけでなく、日本に住む全ての人々の命と健康のため、さらには持続的な経済の活性化と安定のため、是非とも国際基準に適う例外なき全面禁煙を実現して、国民の声にお応え頂くことをここに要望致します。

* 日本医療政策機構. 2017年日本の医療に関する世論調査. 2018年1月.

添付資料

日本禁煙推進医師歯科医師連盟

①喫煙専用室の設置、および②150㎡以下の飲食店における規制緩和では不十分な理由

①と②に共通する理由

- 国際オリンピック委員会 (IOC) と世界保健機構 (WHO) の間で、「タバコのないオリンピック大会」を開催することが盛り込まれた「健康的な生活習慣を推進する同意書」が2010年に交わされており、これ以降の開催地では飲食店等の屋内全面禁煙が法制化されている。2018年2月の2018年の平昌 (ピョンチャン) 大会を控えた韓国でも、2015年1月に法律が制定されている。
- 日本も締結国である「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約 (FCTC)」の第8条「たばこの煙にさらされることからの保護」では、喫煙室や空気清浄機を用いた対策では受動喫煙を防止できないことから、屋内を全面禁煙とすることを締結国に求めている。2016年時点で55か国、加えてアメリカの30州が、飲食店等のサービス産業を含めこの要件を達成している。
- 例外なく全面禁煙とした国々では、国民の循環器や呼吸器の病気による入院リスクが最大39%減少、また国民の喫煙率、タバコの消費量が減少するなど多くのメリットが得られていることが、世界保健機関 (WHO) から報告されている。飲食店等の売上げの減少を懸念する意見も見られたが、営業収入は変化がないか、あるいは、あるいは増加したことが多くの報告で明らかとなっている。
- 最近では喫煙者が減り続け、成人の8割が非喫煙者である。その人々や子どもたちが受動喫煙によって健康を損なうことは公衆衛生上の大きな問題である。
- 受動喫煙の害を受けている喫煙飲食店で働く人々にとっても、産業保健上での問題である。中でも、アルバイトの若い人々の健康傷害は見過ごせない。
- 店舗面積により喫煙専用室設置などの規制への対応が異なることになり、飲食店等にとって不公平が発生する。
- 喫煙できる店舗と禁煙の店舗が混在することで利用客が混乱し、トラブルが発生する。

①にみに当てはまる理由

- 喫煙室からの有害物質の流出を防止できず、利用客の受動喫煙曝露がなくなる。
- 飲食店従業員や喫煙室の清掃業者の職業的な受動喫煙曝露も解消できない。
- 喫煙室に設置された換気扇により、空調された空気も排気され電力ロスが発生する。

②のみに当てはまる理由

- 150㎡は高級レストランで49席、居酒屋で79席の規模となる。東京都では飲食店の9割以上が150㎡以下であり、この面積以下の飲食店で喫煙を容認すれば、今以上に煙たい店だらけになり、国民の8割の非喫煙者の健康被害が重大となる。さらに世界からの旅行客が利用しづらくなる。
- 面積基準を満たしているかの確認に多大な労力を要し、自治体の予算が浪費される。